

# お金に関すること

## 1 ひとり親家庭になったら

手当・助成	
児童手当	P19
児童扶養手当	P19
遺族基礎年金	P21
ひとり親家庭等医療費助成	P22
災害遺児等福祉手当	P23
ひとり親家庭等通勤交通費助成金	P23
ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金	P24
公正証書等作成費補助金	P24
養育費確保支援事業補助金	P24

免除等	
JR 通勤定期券割引制度	P23
ひとり親控除・寡婦控除	P24
非課税貯蓄制度	P25

## 2 生活に困ったら

### 生活費等が足りない

貸付	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	P25
生活資金貸付事業	P28

手当・助成制度とは異なり、やむを得ず一時的にまとまった金額が必要となる方等が利用できる貸付制度です。

免除等	
国民年金保険料免除制度	P26
国民年金保険料納付猶予制度	P27
国民健康保険料の軽減・減免	P27

支払いや納付などに関する負担を軽減する又は免除する制度です。

手当・助成	
生活保護	P28

### お子さんの学校生活の費用

子ども・子育てに関すること (P38 ～) をご覧ください。

### 住まいのこと

日々の生活に関すること (P59 ～) をご覧ください。

## ひとり親家庭のライフステージに応じた主な支援制度

お金に関すること	就学前		小学生	中学生	高校生	大学等		
	0～2歳	3～6歳				20歳未満	20歳以上	
	給 児童扶養手当(ひとり親家庭向け) P19							
	給 児童手当(中学卒業までの子がいる家庭向け) P19							
					給 通学定期代 P24			
	免 医療費 P22							
	給 養育費の取り決めに係る費用や支払いの確保のための費用 P24							
	貸 生活資金や引っ越し資金 P25							
						貸 学費 P48		
						給 授業料 P50		
						免 入学金・授業料 P53		

# 1 ひとり親家庭になったら

## (1) 児童手当

中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。（令和6年9月分まで）受給するためには申請が必要です。支給の開始は申請月の翌月分からです。なお、離婚などにより受給者が変更になる時も改めて申請が必要です。申請が遅れると、さかのぼっては支給されませんのでご注意ください。

公務員の方（独立行政法人等を除く）は勤務先からの支給になりますので勤務先にお問い合わせください。

- 【支給月】 年3回（6月・10月・2月）  
 ※制度改正後は年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）
- 【申請・問合せ】 各区民課住民記録第2係、支所区民センター児童手当担当

児童手当月額（令和6年9月分まで）				
年齢		所得制限限度額未満（児童手当）	所得制限限度額以上（特例給付）	所得上限限度額以上
3歳未満		1万5千円	5千円	支給されません （令和4年6月より）
3歳以上	- 第1子・第2子	1万円		
小学校卒業まで	- 第3子以降	1万5千円		
中学生		1万円		

## 制度改正について

令和6年10月分（令和6年12月支給分）より、新制度が適用されます。所得制限が撤廃され、高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）子どもを養育している方に手当が支給されます。

養育している子どもの年齢や人数によって支給額が異なりますので、詳しくはお住いの区の区役所区民課または支所区民センターにお問い合わせください。

## (2) 児童扶養手当

父母の離婚などで父又は母と生計を同じくしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方）を監護している父母又は父母に代わって子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。

- 【支給月】 年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月）
- 【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、  
各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## 手当額

子ども1人のとき 月額45,500円（所得額に応じて45,490円～10,740円）

子ども2人のとき 児童1人のときの月額に10,750円（所得額に応じて10,740円～5,380円）を加算

子ども3人のとき 3人目から児童1人増すごとに6,450円（所得額に応じて6,440円～3,230円）を加算

※（ ）は手当の一部を受給できる方の手当額

※ 令和7年1月支給分から、3人目以降の加算額を2人目の加算額と同額とする予定です。

## 利用できる方

日本国内に住所があって、次の支給要件に該当する子どもを監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している方が児童扶養手当を受けることができます。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父又は母が死亡した子ども
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある子ども
- ④ 父又は母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている子ども
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧ 母が婚姻しないで生まれた子ども
- ⑨ 父・母ともに不明である子ども（孤児など）

## 所得制限

請求者及び扶養義務者等の前年(1～9月までの請求は前々年)の所得が所得限度額以上ある場合、その年度は、児童扶養手当の一部又は全額が支給停止となります。

① 所得額は次の計算式により計算します。

$$\text{所得額} = \text{就労等による所得} + \text{養育費の80\%} - \text{諸控除}$$

養育費を受け取っている場合は、前年中に受け取った額の8割相当額を就労等による所得に加算します(父又は母に限る。)

② 所得額と、以下の扶養親族等の数に応じた所得限度額一覧表を比較してください。

扶養親族等の数	所得制限限度額一覧表(令和5年度(令和4年分))		
	請求者(父、母又は養育者)		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
扶養親族等が3人以上の場合、1人につき38万円を加算した額			

※扶養義務者とは、民法第877条第1項(「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養をする義務がある」)に定められた方です。

※扶養親族等の数は、令和4年12月31日現在の税法上の扶養親族等の人数です。

※令和7年1月支給分から、請求者の所得制限限度額を引き上げる予定です。

## 支給期間

請求のあった日の属する月の翌月から養育している子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで

(政令で定める程度の障害がある場合は子どもの20歳の誕生日の前日まで)

## 支給されないとき

- 子どもが
  1. 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
  2. 申請者でない父又は母と生計を同じくしているとき  
(父又は母が障害による受給の場合を除く)
  3. 父又は母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているとき
  4. 日本国内に住所を有しないとき

父又は母もしくは養育者が
 

5. 婚姻の届出はしなくても事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき  
(父又は母に限る。)

- 6. 日本国内に住所を有しないとき

## 児童扶養手当の現況届及び一部支給停止について

児童扶養手当の認定を受けた方は、毎年8月に現況届を各区児童家庭課又は地区健康福祉ステーションに提出することが必要です。提出をしないと11月分以降の手当を受けることができなくなるので、注意しましょう。なお、所得制限により支給停止となっている方も、受給資格はありますので、現況届を提出する必要があります。また、児童扶養手当の受給から5年等を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。ただし、必要な手続きを行うことで、従来どおりの支給となる場合があります。対象となる方には事前にお知らせをお送りしますので、必ずお読みになって必要な手続きを行ってください。

## (3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方又は老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。子は18歳に達する日以降の最初の3月31日までであること(国民年金法の障害等級表1級・2級の障害のある子の場合は20歳未満であること)かつ、婚姻していないことが条件です。

### 支給要件

※①、②の場合、納付要件があります。

次のいずれかに該当する方が死亡したとき、子のある配偶者又は子に支給します。

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| ①国民年金の被保険者                                 | ③老齢基礎年金の受給権者              |
| ②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である方 | ④老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たした方 |

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当

### 遺族基礎年金支給年額(令和6年度) ※年金額は毎年度改定されます。

子のある配偶者 昭和31年4月2日以降生まれの方 ※		子のみ 子が2人以上いる場合の1人あたりに支給される金額は、 子の人数で等分した金額になります。	
子1人	1,050,800円	1人	816,000円
子2人	1,285,600円	2人	1,050,800円
子3人以上	子2人の時の額に1人につき78,300円を加算	3人以上	2人の時の額に1人につき78,300円を加算

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、子1人:1,048,500円、子2人:1,283,300円、子3人以上:子2人の時の額に1人につき78,300円を加算

### 遺族厚生年金とは

厚生年金に加入中の方または加入していた方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。

※支給要件や保険料の納付要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 加入していた方の平均標準報酬月額、平均標準報酬額や厚生年金の加入月数によって異なります。

【申請・問合せ】 川崎・幸区：川崎年金事務所 044-233-0181  
中原・高津・宮前・多摩・麻生区：高津年金事務所 044-888-0111

## (4) ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（中程度以上の障害のある方、高等学校等に在学中の方は20歳未満まで）を養育するひとり親家庭、養育者家庭の方に、保険医療費の自己負担額（食事療養標準負担額等を除く。）を助成します。ただし、所得制限があります。

### 利用できる方

川崎市に住所があり、何らかの健康保険に加入している次の方

- ①ひとり親家庭の父又は母と養育されている子ども
- ②父母のいない子ども又は父母が監護しない子どもを養育している養育者と子ども

※「養育者」とは子どもと同居し、主としてその生計を維持している方です。

この制度で「ひとり親家庭」とは次のいずれかの状態にある子どもを養育している家庭をいいます。

- ①父又は母が死亡した子ども
- ②父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ③父又は母が婚姻を解消した子ども
- ④父又は母が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ⑤父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある子ども
- ⑥母が婚姻しないで生まれた子ども
- ⑦父又は母ともに不明である子ども（孤児など）  
※子どもを父又は母の配偶者（事実上の婚姻関係がある方を含む。）が養育している場合は除きます。
- ⑧父又は母から1年以上遺棄されている子ども

### 所得制限

父、母又は養育者、配偶者、扶養義務者についての所得制限		
扶養人数	所得限度額	収入額の目安
0人	2,440,000円	3,725,000円
1人	2,820,000円	4,200,000円
2人	3,200,000円	4,675,000円

なお、児童扶養手当において審査対象の所得に含まれる養育費については、医療費助成では審査対象の所得となりませんので、児童扶養手当の支給が停止されている場合でも、養育費部分を除いた所得が限度額未満である場合は、医療費の助成を受けられます。

また、所得が限度額未満であるものの、公的年金等の受給額が児童扶養手当支給額を上回っていることにより支給が停止されている場合も、医療費の助成を受けられます。

【申請・問合せ】 各区保険年金課後期・介護・医療費助成担当、支所区民センター保険年金担当  
【問合せ】 子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2695

## (5) 災害遺児等福祉手当

「災害」により18歳未満の子どもと同一生計を営む父又は母等が死亡、又は重度の障害（身体障害者1級又は2級の方）を有することになった場合、その子どもを扶養している保護者の方に手当を支給する制度です。

**手当額** 子ども1人につき 月額 3,000 円 (申請月分から支給)

**【支給月】** 年2回(9月・3月)

**【申請】** 各区区民課住民記録第2係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当

※福祉手当を受けられている方の子どもが小・中学校入学及び中学校を卒業した場合等に、祝金品を贈呈する制度があります。福祉手当受給者台帳に基づき贈呈します。

**【問合せ】** こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

## (6) JR 通勤定期券割引制度

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯について、JR 通勤定期代が3割引になります。制度を利用する方は事前に各窓口で申請の上、証明書を受け取ってください。

**【申請・問合せ】** 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、  
各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当、  
各区地域みまもり支援センター保護課、  
各地区健康福祉ステーション保護課

## (7) ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の親の就労による自立に向けて、就労先から通勤手当の支給がない、又は一部のみ支給されている場合に、通勤交通費を助成し就労によるステップアップを支援する制度です。生活保護を受けている世帯は対象になりません。

### 助成金額

令和6年3月分までの交通費：月額 8,000 円

令和6年4月分以降の交通費：月額 9,000 円を上限として、次のとおり助成します。

**定期券購入の場合：** 6か月通勤定期代を基準とし、必要最小限度の金額を算出し助成します。

**現金(IC含む)の場合：** IC料金等最も安価な料金により助成します。

**【申請・問合せ】** こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2709

## (8) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

親と子の将来の自立に向けた支援を行うことを目的として、児童扶養手当受給世帯またはひとり親家庭等医療費助成対象世帯の高校生等の通学に係る費用を助成する制度です。

生活保護を受けている世帯は対象になりません。

### 助成金額

最も経済的な経路及び方法による6か月通学定期券代を基準とし、必要最小限度の金額を助成します。通信制高校等で通学定期券を購入できない場合や経済的事情等で6か月定期券の購入が難しい場合などはお問い合わせください。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2674

## (9) 公正証書等作成費補助金

養育費の取り決め内容を記した公正証書等の作成に要する費用を上限5万円まで補助します。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

## (10) 養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭の方が養育費の立替払いを行う保証会社等と養育費保証契約を締結後、養育費の不払いに伴う立替払いがなされた場合の保証契約の手数料や、不払いとなった養育費の回収を弁護士等に依頼した際にかかった費用を上限額8万円まで補助する事業です。

【申請・問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672

## (11) ひとり親控除・寡婦控除

### ひとり親控除を利用できる方

現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、合計所得金額が500万円以下で次のどちらにも該当する方

- ① 生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方）を有する
- ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない
- ③ 前年の12月31日時点でひとり親に該当する方

### 寡婦控除を利用できる方

いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、前年の12月31日時点で次のいずれかに該当する方

- ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族を有する
- ② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない



控除額					
対象	住民税	所得税	対象	住民税	所得税
ひとり親	300,000 円	350,000 円	寡婦	260,000 円	270,000 円

※その年の1月1日現在、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方は住民税が非課税となります。

- 【問合せ】 **住民税** 川崎・幸区：かわさき市税事務所市民税課市民税係 044-200-3882  
 中原区：こすぎ市税分室市民税担当 044-744-3231  
 高津・宮前区：みぞのくち市税事務所市民税課市民税係 044-820-6560  
 多摩・麻生区：しんゆり市税事務所市民税課市民税係 044-543-8958
- 所得税** 川崎・幸区：川崎南税務署 044-222-7531  
 中原・高津・宮前区：川崎北税務署 044-852-3221  
 多摩・麻生区：川崎西税務署 044-965-4911

## (12) 非課税貯蓄制度

児童扶養手当受給者の貯蓄が少額である場合、非課税貯蓄申告書と非課税貯蓄申込書を提出し、一定の確認書類を提示することを要件に非課税になります。

- 【非課税になる範囲】 1人につき元本 350万円まで  
 【申請・問合せ】 各金融機関

## 2 生活に困ったら

### (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の親やその子どもなどを対象として、就労のための資格取得に伴う費用、引越し費用、医療介護中など一時的な生活困窮の場合に生活を安定させるための費用などを貸し付けます。

※資金により、貸付条件がありますので、審査により貸し付け出来ない場合があります。申請にあたっては、第三者の連帯保証人を設定してください。なお、やむなく家庭の事情により連帯保証人を設定出来ない場合はご相談ください。

#### 利用できる方

##### 「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父（配偶者のない女子又は男子で、現に20歳未満の子どもを扶養している方）
- ② 母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している20歳未満の子ども  
※20歳未満の子どもと20歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その20歳以上である子どもも対象になります。
- ③ 父母のいない20歳未満の子ども

##### 「寡婦福祉資金」の貸付対象者

- ① 寡婦（配偶者のいない女子で、かつて母子家庭の母であった方）
- ② 寡婦が扶養している20歳以上の子ども
- ③ 40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方  
※①又は③で現に扶養している子どもがいない場合は、所得制限（前年又は前々年の所得が203万6千円以下）があります。

資金の種類		
資金の名称	貸付対象者	貸付金の内容
修学資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校などで修学するために必要な授業料等に充てる資金
就学支度資金	児童・子	高校・大学・大学院・専門学校・厚生労働省が定める修業施設などに就学するために必要な入学金等の一時的な経費に充てるための資金
修業資金	児童・子	1. 事業を始めたり、就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 2. 就職・通勤に必要な自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸し付ける資金
就職支度資金	母・父・児童・寡婦	1. 就職に際して直接必要となる被服・履物等の購入費などに要する資金 2. 就職・通勤のために自動車購入が必要となる場合の資金
技能習得資金	母・父・寡婦	1. 事業を始めたり、就職するための必要な知識技能を修得するために必要な資金 2. 知識技能を修得するための学校に入学する際、前納制などのために、月額限度額では賅えない場合に一括で貸し付ける資金 3. 就職・通勤に必要な自動車免許取得のために教習所へ通う際の経費を一括で貸し付ける資金
医療介護資金	母・父・児童・寡婦	1. 医療費の自己負担分・通院するための交通費・医師が必要と認めたらあんまマッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する資金 2. 上記一般貸付と同様の内容で、所得が非課税又はそれと同様と認められるときに特に必要な場合の資金
	母・父・寡婦	3. 介護保険法の介護サービスを受けるのに必要となる資金
結婚資金	母・父・寡婦	児童・子の婚姻に際し必要な資金
生活資金	母・父・寡婦	1. 知識技能を習得している間の生活を安定させるための資金 2. 医療又は介護を受けている間の生活を安定させるための資金
	母・父	3. 配偶者のいない女子、男子となって7年未満の自立意欲の促進と生活を安定させるための資金 4. 配偶者のいない女子、男子となって7年未満で、養育費取得のため、弁護士への法律相談に要する費用等を一括で貸し付ける資金
	母・父・寡婦	5. 1～3に該当せず、かつ失業中（離職等の日の翌日から1年を超えない期間）の生活を安定させるための資金
転宅資金	母・父・寡婦	引越に際し必要となる敷金・礼金・前家賃などの諸経費にあてるための資金
住宅資金	母・父・寡婦	現に居住しており、かつ、自己所有の住宅の補修・保全・改築・増築又は自己所有の住宅の建築・購入のための資金
事業開始資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	事業を新たに開始するための設備費・材料購入費などのための資金
事業継続資金	母・父・寡婦・母子父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するための運転資金、店の改造費、又は事業を拡張するための資金

【申請方法】 相談 お住まいの区の児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。  
申請 相談窓口に必要な書類を添えて申請してください。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課、各地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当

## (2) 国民年金保険料免除制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が免除される制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。免除期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます（追納）。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

### 利用できる方

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当

### (3) 国民年金保険料納付猶予制度

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請し、承認されると、保険料の納付が「猶予」される制度です。猶予期間は、各種基礎年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されず、将来受け取る年金額が少なくなります。

なお、10年以内であれば後から保険料を納めることができます（追納）。ただし3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算金がつきます。

#### 利用できる方

- ① 50歳未満の国民年金第1号被保険者
- ② 申請者本人、配偶者それぞれの申請する年度の前年所得などが一定基準以下である方や失業した方など

【申請・問合せ】 各区保険年金課国民年金担当、支所区民センター保険年金担当

### (4) 国民健康保険料の軽減・減免

**ア：非自発的失業者に対する軽減措置** 倒産、解雇、雇止めなどを理由とした離職をされた方の保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

#### 要件

令和6年度の保険料については、令和5年3月31日以降に退職された方で、雇用保険制度において特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受ける方が対象です。

**イ：出産被保険者に対する軽減措置** 出産する国保加入者の産前産後期間に相当する保険料を減額する制度があります。軽減の適用を受けるには届出が必要です。

#### 要件

出産する予定又は令和5年11月1日以降に出産した国保加入者が対象です。  
※ 妊娠85日(4か月)以降の出産(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む。)

**ウ：減免制度** 次の理由で保険料の納付が困難で、一定の基準に該当した世帯の保険料を、申請により減額又は免除する制度があります。

#### 要件

- ① 居住する家屋又は事業所などが、災害により著しく損害を受けた場合
- ② 長期にわたる病気、けがなどの理由により生活が困窮した場合
- ③ 退職、事業の休廃止等により収入(事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入)が著しく減少し、かつ活用すべき資産が一定の額以下の場合
- ④ 刑事施設、少年院などに拘禁又は収容された場合

※減免の申請は、保険料の納期限内に行ってください。  
なお、納付済の保険料については、減免が適用されません(①、④を除く。)

【申請】 各区保険年金課国民健康保険担当、支所区民センター保険年金担当

【問合せ】 川崎市保険コールセンター 044-200-0783

## (5) 生活保護

生活に困っている世帯の生活を、法に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。

生活保護を受給する際には、その前提として、自分の持っている能力（働く能力など）、資産（貯金・土地など）、その他あらゆるものを自分の生活のために利用し、さらに扶養義務者からの援助や他の法律などによる給付を優先して受ける必要があります。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課、地区健康福祉ステーション保護課

## (6) 生活資金貸付事業

市内の低所得世帯が不測の出費によって生計維持が困難となったとき、これを援助するための資金を無利子で貸し付けます。

### 対象者

低所得者であり、次の要件を備えているもの

- ①本市に居住しているもの
- ②世帯の生計を維持する中心となるもの
- ③貸付金の償還が確実と認められるもの
- ④他から融資を受けることができないもの

### 貸付限度額

貸付金額は、1世帯 30,000 円以内です。

ただし、特に必要があると認めるときは、50,000 円まで増額することができます。

### 償還方法

貸付日の翌月から2か月すえ置き、貸付金額が 30,000 円以内の場合は 15 か月、30,000 円を超える場合は 25 か月の均等償還となります（繰り上げ償還も可能です）。

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター保護課、地区健康福祉ステーション保護課

